

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和8年6月施行版)
…長門市…

令和8年6月

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表[A2]	1
2 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表[A3]	3
3 通所型サービス(独自)サービスコード表[A6]	4
4 介護予防ケアマネジメントサービスコード表[AF]	7

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数	+	〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数	-	〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数	×	〇〇/100
〇〇%加算	⇒	所定単位数	+	所定単位数 × 〇〇/100
〇〇%減算	⇒	所定単位数	-	所定単位数 × 〇〇/100

2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率)	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1~2 ・要介護1~5(継続利用のみ)
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき ・片道につき

【色分けルール】

- ・黄色→新設
- ・赤字→変更
- ・灰色→廃止

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表[A2]

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1,176単位	1,176	1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39	1日につき	
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2,349単位		2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合※事業対象者・要支援2 3,727単位		3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合	123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき	
A2 2511	訪問型独自サービス22	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179		
A2 2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220		
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	(3)短時間の身体介護が中心である場合		163		
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	-1	1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	-1	1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	-1	1日につき
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき	
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2		
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	-2		
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2		
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	-1	1日につき
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	-1	1日につき
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	-1	1日につき
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき	
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2		
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(二)所要時間45分以上の場合	-2		
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2		
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき	

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A2	8110	訪問型独自サービス中山 間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山 間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山 間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回 加算	ハ 初回加算		200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活 機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活 機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化 加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇 改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の270/1000 加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇 改善加算Ⅰ 2			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の287/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇 改善加算Ⅱ 1			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の249/1000 加算	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇 改善加算Ⅱ 2			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の266/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇 改善加算Ⅲ			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の207/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇 改善加算Ⅳ			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の170/1000 加算	

2 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表[A3]

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A3	1001	緩和型ヘルプサービスⅠ・ 1割負担	緩和型ヘルプサービス	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5 (週1回程度/週2回程度)	所要時間が20分以上45分未満の場合	給付率90%(負担割合1割)	1回につき	
A3	1002	緩和型ヘルプサービスⅠ・ 2割負担			所要時間が20分以上45分未満の場合	給付率80%(負担割合2割)		125
A3	1003	緩和型ヘルプサービスⅠ・ 3割負担			所要時間が20分以上45分未満の場合	給付率70%(負担割合3割)		125
A3	1004	緩和型ヘルプサービスⅡ・ 1割負担			所要時間が45分以上の場合	給付率90%(負担割合1割)		154
A3	1005	緩和型ヘルプサービスⅡ・ 2割負担			所要時間が45分以上の場合	給付率80%(負担割合2割)		154
A3	1006	緩和型ヘルプサービスⅡ・ 3割負担			所要時間が45分以上の場合	給付率70%(負担割合3割)		154
A3	2001	訪問型サービスC	短期集中 予防サービス	事業対象者・要支援1・2	給付率100%	796		
A3	2010	指定地域提供加算			市が定める地域に居住する者へのサービス提供加算 (油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津具上、 油谷向津具下、油谷川尻)	119		

3 通所型サービス(独自)サービスコード表[A6]

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	1111 通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 1,798単位	1,798	1月につき		
A6	1112 通所型独自サービス11日割		日割の場合	59	1日につき		
A6	1121 通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2 3,621単位	3,621	1月につき		
A6	1122 通所型独自サービス12日割		日割の場合	119	1日につき		
A6	1113 通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき		
A6	1123 通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447			
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			事業対象者・要支援1 日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4		
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			事業対象者・要支援1 日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D215 通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	D216 通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4		
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき	
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算		
A6	6207 通所型独自サービス同一建物減算3	ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき	
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位加算	-47	片道につき	
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480		

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
A6 6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I)	事業対象者・要支援1	88単位加算	1月につき	
A6 6012	通所型独自サービス提供体制加算 I 2			事業対象者・要支援2	176単位加算		176
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(2) サービス提供体制強化加算 (II)	事業対象者・要支援1	72単位加算		72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算 II 2			事業対象者・要支援2	144単位加算		144
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算 III 1		(3) サービス提供体制強化加算 (III)	事業対象者・要支援1	24単位加算		24
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算 III 2			事業対象者・要支援2	48単位加算		48
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	又 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I) (3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200単位加算	200		
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (6月に1回を限度)		20単位加算	1回につき	
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) (6月に1回を限度)		5単位加算		5
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I 11	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) イ	所定単位数の111/1000 加算		
A6 6183	通所型独自サービス処遇改善加算 I 21			(2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ	所定単位数の120/1000 加算		
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II 11			(3) 介護職員等処遇改善加算 (II) イ	所定単位数の109/1000 加算		
A6 6184	通所型独自サービス処遇改善加算 II 21			(4) 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ	所定単位数の118/1000 加算		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III 1			(5) 介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の99/1000 加算		
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算 IV 1			(6) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の83/1000 加算		
A6 6185	通所型独自サービス処遇改善加算 I 12		利用定員が19人未満の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) イ	所定単位数の117/1000 加算		
A6 6186	通所型独自サービス処遇改善加算 I 22			(2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ	所定単位数の127/1000 加算		
A6 6187	通所型独自サービス処遇改善加算 II 12			(3) 介護職員等処遇改善加算 (II) イ	所定単位数の115/1000 加算		
A6 6188	通所型独自サービス処遇改善加算 II 22			(4) 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ	所定単位数の125/1000 加算		
A6 6189	通所型独自サービス処遇改善加算 III 2			(5) 介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の105/1000 加算		
A6 6190	通所型独自サービス処遇改善加算 IV 2			(6) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の89/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・ 定超	イ 1週当たりの 標準的な回数を 定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の 場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス11日 割・定超			59単位		41	1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス12・ 定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき	
A6	8012	通所型独自サービス12日 割・定超			119単位		83	1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス21・ 定超	ロ 1月当たりの 回数を定める場 合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で 4回まで		436単位	305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・ 定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で 8回まで		447単位	313	

看護・介護職員が欠如の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・ 人欠	イ 1週当たりの 標準的な回数を 定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員 が欠員の 場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日 割・人欠			59単位		41	1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス12・ 人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき	
A6	9012	通所型独自サービス12日 割・人欠			119単位		83	1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス21・ 人欠	ロ 1月当たりの 回数を定める場 合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で 4回まで		436単位	305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・ 人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で 8回まで		447単位	313	

4 介護予防ケアマネジメントサービスコード表[AF]

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケア マネジメント費 事業対象者・要支 援1・要支援2 442単位	442単位	442	1月につき
AF	1005	介護予防ケアマネジメントA・虐待	高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	438単位	438	
AF	1006	介護予防ケアマネジメントA・虐待・業継		業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位	
AF	1007	介護予防ケアマネジメントA・業継	業務継続計画未策定減算 4単位減算	438単位	438	
AF	1008	介護予防ケアマネジメントB		442単位	442	
AF	1009	介護予防ケアマネジメントB・虐待	高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	438単位	438	
AF	1010	介護予防ケアマネジメントB・虐待・業継		業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位	
AF	1011	介護予防ケアマネジメントB・業継	業務継続計画未策定減算 4単位減算	438単位	438	
AF	1002	介護予防ケアマネジメント初回加算	□ 初回加算	300単位	300	
AF	1004	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位	300	
AF	1012	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇 改善加算11	二 介護職員等処 遇改善加算 ※イからハまでの所定単位数の1000分の21に相当する単 位数を算出し、ありうる単位数の組合せをサービスコードとし て定義したもの。 4つの中からいずれかのサービスコードを選択。	9単位	9	
AF	1013	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇 改善加算12		15単位	15	
AF	1014	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇 改善加算13		16単位	16	
AF	1015	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇 改善加算14		22単位	22	